



デマンドバス概要



お年寄りなどの車を運転しない方の生活支援を目的に、(株)おんが自動車学校の送迎マイクロバスを活用し、事前予約・定額制で、交通不便地域内の新設デマンドバス停留所、既存バス停留所、バス事業に協賛金を提供していただく商業施設・病院・銀行に新設するデマンドバス停留所との間を、ゆめタウン遠賀を起終点として乗合方式で運行するデマンドバス有償実証運行を開始します。

- 総事業費 : 11,430千円
- 実証運行期間 : 令和7年9月1日～令和10年3月31日(予定)
- 利用対象者 : 町内在住の利用者登録をしている人
- 運賃 : 中学生以上 1人1乗車300円
小学生、障がい者 1人1乗車150円
乳幼児 無料
- 運行区域 : 町内全域(デマンドバス停留所、既存バス停留所)
- 運行日 : 月～金曜日(祝日および12月31日から翌年1月2日は運休)
- 予約方法 : 乗車希望日の前日17時までに予約サイトまたは電話で、運行事業者希望の時間帯、乗降場所を予約します。(予約には事前の利用者登録が必要)
- 利用方法 : 利用者の予約に応じてAIで当日のルートを設定し、運行日前日までに当日の乗車時間、乗降場所を電話やアプリで連絡します。
運行日当日はイメージ図のように、乗降予約のあったバス停留所のみを乗合運行します。

運行時間

9:30発 2便
10:30発 2便
11:30発 2便
12:30発 2便
13:30発 2便
1日当たり10便

～イメージ図～



スポンサーシップによるロゴ掲示は、公共施設や商業施設など人々が集まる場で広範なPR効果が期待されます。

運賃収入だけでは運行費用をまかなうことができない、生活支援と地域活性化のための遠賀町の事業です。

未来を支えるデマンドバス事業へのご支援を心よりお待ちしております。

お申し込み・お問い合わせ

遠賀町 都市計画課 都市計画係

TEL:093-293-1317

FAX:093-293-0806

Email:toshikeikaku@town.onga.lg.jp



遠賀町デマンドバス

令和7年9月1日運行開始

スポンサー募集



地域交通の
課題解決へ!



遠賀町には、現在バス停のない公共交通空白地域やバスの運行頻度が低い地域が存在するため、高齢者などの自家用車を利用できない方々への生活支援を目的とした「**デマンドバス有償実証運行事業**」を令和7年9月1日から開始します。

この事業により町全域の公共交通を補完し、商業施設や病院、銀行などへの移動を効率的にサポートします。

スポンサー企業様のメリット

社会的イメージの向上

デマンドバス事業への協賛は、企業の社会的責任をアピールし、地域社会における信頼と評価を高めます。

広告宣伝による企業ブランドの認知度向上

- 運行車両や遠賀町コミュニティバスのバス停、公共施設（遠賀町役場、図書館、中央公民館、おんがみらいテラス、ふれあいの里など）に設置されるスポンサーボードへ企業ロゴが掲載され、地域住民への高い広告効果が期待できます。
- 遠賀町公式ホームページでロゴが掲載され、広範囲な広告効果が期待できます。
- 近隣では先例のない取り組みのため、運行開始日の出発式などで、報道機関への露出も期待できます。

顧客サービスの向上

- スポンサー企業様の事業所敷地内にデマンドバス新設停留所を設置することで、企業施設へのアクセスがスムーズになり、顧客の利便性と満足度が向上します。
- 顧客の送迎にデマンドバスを活用することで、新たな顧客層の開拓も期待できます。

地域社会との信頼構築

地域の足として機能するデマンドバス事業のサポートにより、地域住民からの高い支持と信頼を得ることが期待されます。

地域活性化への貢献

地域住民の外出機会を増やし、地域経済の活性化に貢献することで、地域社会における企業の存在感を高めます。

協賛プラン

●スポンサー対象

- ① 20 床以上の病院 ② 銀行・信用金庫・農業協同組合・郵便局
- ③ 駐車場台数 50 台以上の商業施設

プラン内容 (特典内容)		協賛金額 (月額・消費税含む)		
		5,000 円	10,000 円	20,000 円
①	遠賀町デマンドバス 専用停留所の設置	1 カ所 設置可	2 カ所 設置可	2 カ所 設置可
②	スポンサーボードへの 掲示サイズ	S	M	L
③	町ホームページへの 掲示サイズ	S	M	L
④	車体広告サイズ	S	M	L
⑤	スマートフォン予約サイト への掲載サイズ	S	M	L

※契約期間は、年度（4～3月）単位の前払いです。（令和7年度は9～3月の7カ月分）

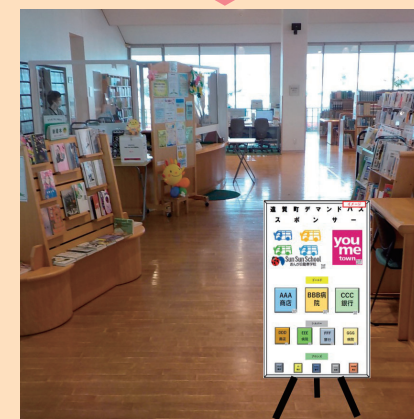
※スポンサー内容変更は、年度（4～3月）単位です。

※毎年12月31日までに終了届の提出がない場合は、引き続き契約期間を1年間（4～3月）更新するものとします。

①専用停留所標識



②スポンサーボード



③町ホームページ ⑤スマートフォン予約サイト



④車体広告

